

西郷村告示第72号

平成23年第3回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成23年9月6日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成23年9月13日
2. 場 所 西郷村議会議事堂

忘招不応招議員

・ 忘招議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・ 不応招議員（なし）

平成23年第3回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

平成23年9月13日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第64号 西郷村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第65号 西郷村社会体育、レクリエーション施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 安全・安心な学校づくり交付金事業平成22・23年度債務負担行為
西郷第一中学校屋内運動場改築工事（建築本体）請負変更契約について
- 日程第 7 議案第68号 平成22年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第69号 平成22年度西郷村公営企業歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第70号 平成23年度西郷村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第71号 平成23年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第72号 平成23年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第73号 平成23年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第74号 平成23年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第75号 平成23年度西郷村介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 報告第 5号 平成22年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第16 報告第 6号 平成22年度西郷村公営企業資金不足比率の報告について
- 日程第17 報告第 7号 平成21年度西郷村財政健全化判断比率報告値の修正について
- 追加日程第1 発議第 5号 放射能対策特別委員会設置の件

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	大平一美君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	藤田雄二君	参事兼 福祉課長	君島喜弘君
参事兼 健康推進課長	円谷文雄君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課長	金田勝義君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	須藤清一君	上下水道課長	池田有次君
学校教育課長	水野由次君	生涯学習課長	相川博君
農業委員会 事務局長	皆川博三君		

・本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 庶務兼 議事係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開会及び開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回西郷村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

先月までの議長行動表、例月出納検査結果報告書、入札結果報告書、平成23年第1回臨時会及び平成23年第2回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、一般質問の通告の件ですが、本日正午締め切りですので、ご留意願います。

次に、これまでに受理しました陳情1件につきましては、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。

9月9日に開催された議会運営委員会において、陳情書の処理については、会議規則第95条の規定により、本来の取扱いに戻すとされましたので、ご報告いたします。

次に、村長より全員協議会開催の要請がありました。本日の本会議終了後、開催いたしますので、よろしく願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、あらかじめ執行機関に出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長、代表監査委員及び各担当課長が出席をしております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に1番鈴木勝久君、2番真船正晃君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、9月9日、開催された議会運営委員会において、お手元に配付した日程のとおり答申がございました。

お諮りいたします。

本定例会は、本日より9月22日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より9月22日までの10日間と決定しました。

◎議案の上程（議案第64号～第75号、報告第5号～第7号）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第64号より日程第17、報告第7号までの議案12件、報告3件を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

(議会事務局長、議案書により朗読)

○議長(鈴木宏始君) 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長(鈴木宏始君) 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 平成23年第3回西郷村議会定例会の開催にあたり、提案をいたしました議案の概要について、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、議案第64号「西郷村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」のほか条例改正が2件、請負の変更契約が1件、歳入歳出決算の認定が2件、補正予算の6件の計12議案と報告3件でございます。

まず、議案第64号「西郷村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」、議案第65号「西郷村社会体育、レクリエーション施設条例の一部を改正する条例」、議案第66号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」であります。スポーツ振興法の改正によるスポーツ基本法の施行に伴い、村条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第67号「安全・安心な学校づくり交付金事業平成22・23年度債務負担行為西郷第一小学校屋内運動場改築工事(建築本体)請負変更契約について」であります。東日本大震災の影響により工期を変更する必要が生じたため、工事請負契約の一部変更について、議決を求めようとするものであります。

続きまして、議案第68号「平成22年度西郷村歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法の規定により、平成22年度西郷村一般会計ほか9特別会計の決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定に付すものであります。

次に、議案第69号「平成22年度西郷村公営企業歳入歳出決算認定について」であります。地方公営企業法の規定により、平成22年度西郷村水道事業及び西郷村工業用水道事業の決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定に付すものであります。

続きまして、議案第70号「平成23年度西郷村一般会計補正予算(第6号)」につきまして、ご説明申し上げます。

平成23年度西郷村一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億8,954万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を94億7,938万3,000円とするものであります。はじめに、歳入補正予算についてであります。村税では、法人村民税が東日本大震災の影響を受け、5億3,040万円の減、入湯税も風評被害などにより、1,200万円の減となり、総額では5億4,240万円の減額となりました。地方交付税では、交付税額の確定により、普通交付税2,967万3,000円を増額いたしました。国庫支出金では、文教施設、社会福祉施設等の災害復旧費国庫負担金等として、1,386万7,000円を計上し、また、東日本大震災にかかる災害等廃棄物処理事業費国庫補助金として7,149万8,000円、一部損壊住宅の修繕にかかる社会資本整備総合交付金として5,250万円を計上いた

しました。これらを主なものとして、総額では1億3,864万4,000円の増額補正となりました。県支出金では、総額で1億1,940万3,000円を増額いたしました。主なものとしましては、民生費県負担金として被災住宅に対する修繕費として災害救助費繰替支弁金1,560万円を増額、また、保育施設等環境改善事業補助金など、民生費県補助金として1,194万6,000円、福島県公立学校等校庭土壌緊急改良事業など、教育費県補助金として8,742万3,000円を計上いたしました。次に繰入金であります。総額で1億1,367万5,000円を補正いたしました。主なものとしまして、災害復旧経費等に不足する財源に充てるため、財政調整積立金基金1億2,060万4,000円を増額補正いたしました。また、公共施設整備基金繰入金1,564万7,000円を減額補正するものであります。次に村債であります。臨時財政対策債、減収補てん債の村債を3億1,000万円、空調設備設置事業にかかる教育債として、学校教育施設等整備事業債9,680万円、災害復旧債として、公立学校施設災害復旧事業債2,320万円、災害廃棄物処理事業に充てるため、災害対策債として7,140万円をそれぞれ計上いたしました。これらを主なものとして、総額5億1,590万円の増額となったところであります。

続きまして、歳出補正予算について申し上げます。まず、総務費では、総額で1,770万円を計上いたしました。主なものとして、防災諸費で農産物放射性物質検査事業費、線量低減化活動事業費など、東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するための費用1,156万5,000円を計上いたしました。民生費では、川谷保育園施設災害復旧費として、社会福祉施設等災害復旧費補助金1,259万円を計上し、歳入でも申し上げましたが、災害救助総務費として被災住宅修繕費1,560万円、東日本大震災にかかる災害等廃棄物処理事業として1億4,299万6,000円を計上いたしました。これらを主なものとして総額で1億8,185万8,000円を増額補正いたしました。商工費では、中小企業経営合理化資金融資原資貸付金1,000万円を主な内容として、総額で1,497万9,000円を増額いたしました。次に土木費では、総額で1億1,101万8,000円を増額いたしました。歳入でも申し上げましたが、社会資本整備総合交付金事業で、一部損壊住宅の修繕工事費助成金として1億500万円を計上したものであります。消防費では非常備消防費として、東日本大震災にかかる消防団員等の公務災害費に要する経費として、消防補償等特別会計分担金746万5,000円など、総額で808万1,000円を増額補正いたしました。教育費では、社会教育費として文化センター補修工事費4,977万円を計上いたしました。また、災害復旧費のうち地区集会所工事費を公民館費へ予算組替えをしたため、これらを主な内容として総額で8,941万円を増額いたしました。災害復旧費では、羽太小学校、米小学校及び米多目的グラウンド等の文教施設災害復旧費として3,449万4,000円を計上し、公共施設災害復旧費では、虫笠消防屯所工事費651万円を減額補正いたしました。災害復旧費総額では、3,963万7,000円の減額補正といたしました。

次に、議案第71号から議案第75号までの各特別会計補正予算につきましては、

それぞれの事業の目的を達成すべく、所要の補正を行うものでございます。

続きまして、報告第5号「平成22年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成22年度西郷村財政健全化判断比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、報告第6号「平成22年度西郷村公営企業資金不足比率の報告について」でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成22年度西郷村公営企業資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、報告第7号「平成21年度西郷村財政健全化判断比率報告値の修正について」でございますが、平成22年第3回定例会において、報告をいたしました平成21年度の財政健全化判断比率の内、将来負担比率に修正があったため、報告をするものでございます。

なお、細部に付きましては、担当課長より説明をいたしましたが、ご審議のうえ、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第64号、第65号に対する細部説明を求めます。
生涯学習課長。

（生涯学習課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第66号に対する細部説明を求めます。総務課長。
（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第67号に対する細部説明を求めます。建設課長。
（建設課長、議案書により細部説明）

◎決算総括説明及び企業会計決算説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第68号、議案第69号に対する細部説明を求めます。会計管理者兼会計室長。

○会計室長（真船和憲君） 議案第68号「平成22年度西郷村歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

お手元の資料No.3、平成22年度歳入歳出決算書の1ページ及び2ページ、一般会計、特別会計歳入歳出決算総括表をご覧いただきたいと思います。

はじめに、一般会計についてご説明いたします。当初予算額は77億2,100万円でありましたが、補正及び繰越事業費、繰越財源充当額合計2億9,612万円の増額により、最終予算額は80億1,712万円となりました。歳入は、調定額が84億5,664万3,541円に対し、収入済額は79億6,723万4,902円、不納欠損額3,447万5,291円、収入未済額4億5,493万3,348円となりました。歳出は、支出済額76億1,555万1,272円、翌年度繰越額2億4,092万8,000円で、不用額は1億6,064万728円となりました。ここ

で、25ページに一般会計の実質収支に関する調書がございますので、併せてご覧になっていただきたいと思います。収入済総額79億6,723万4,902円から支出済総額76億1,555万1,272円を差し引いた形式収支は3億5,168万3,630円で、翌年度への繰越事業充当一般財源は、繰越明許費繰越額9,853万9,000円と事故繰越繰越額2,330万3,000円の繰越額合計額は、1億2,184万2,000円を控除して、実質収支は2億2,984万1,630円となりました。この2分の1以上の額1億1,500万円を法令の定めるところにより、財政調整積立基金に積み立て、残りの1億1,484万1,630円は、平成23年度に繰り越しました。

次に、墓地特別会計でございますが、当初予算額は1,309万2,000円で、1,086万円の補正減により、最終予算額は223万2,000円、歳入の状況は、調定額が180万3,776円に対し収入済額も同額で、収入未済額はございませんでした。歳出の状況は、支出済額180万2,611円、不用額42万9,389円で、差引歳計剰余金1,165円は全額平成23年度に繰り越しました。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、当初予算額は15億1,992万8,000円で、1億6,660万8,000円の補正増により、最終予算額は16億8,653万6,000円、歳入の状況は、調定額が20億1,485万7,724円に対し収入済額17億4,877万8,554円、不納欠損額1,465万8,799円で、収入未済額は2億5,142万371円でした。歳出の状況は、支出済額15億6,023万8,328円、不用額1億2,629万7,672円で、差引歳計剰余金1億8,854万226円は、全額平成23年度に繰り越しました。

次に、老人保健特別会計でございますが、当初予算額は15万2,000円で、82万円の補正増により、最終予算額は97万2,000円となりました。歳入の状況は、調定額が91万5,453円に対し収入済額も同額で、収入未済額はございませんでした。歳出の状況は、支出済額91万5,453円、不用額5万6,547円となり、差引歳計剰余金はございませんでした。

次に、土地造成事業特別会計についてご説明申し上げます。当初予算額は21万6,000円で、4,000円の補正増により最終予算額は22万円で、歳入の状況は、調定額が22万306円に対し収入済額も同額で、収入未済額はございませんでした。歳出の状況は、支出済額21万9,361円で、不用額639円、差引歳計剰余金945円は全額平成23年度に繰り越しました。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、当初予算額は7億9,006万7,000円で、5,596万1,000円の補正減により、最終予算額は7億3,410万6,000円、歳入の状況は、調定額7億2,690万7,274円に対し、収入済額6億9,723万5,992円で、不納欠損額35万7,358円、収入未済額が2,931万3,924円でございます。歳出の状況は、支出済額6億9,723万5,992円、翌年度繰越額は3,108万4,000円で、不用額578万6,008円となり、差引歳計剰余金はありませんでした。

次に、農業集落排水事業特別会計についてご説明申し上げます。当初予算額は1億8,264万円で、276万円の補正増により、最終予算額は1億8,570万円、歳入の状況は、調定額が1億8,750万4,120円に対しまして、収入済額は1億8,334万7,430円で、不納欠損額4,700円、収入未済額は415万1,990円でございます。歳出の状況は、支出済額1億8,334万7,430円、不用額235万2,570円となり、差引歳計剰余金はありませんでした。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、当初予算額は9億1,894万2,000円で、6,284万2,000円の補正増により、最終予算額は9億8,178万4,000円となり、歳入の状況は、調定額が9億6,995万6,738円に対し、収入済額は9億6,148万4,513円で、不納欠損額96万3,730円、収入未済額は750万8,495円でございます。歳出の状況は、支出済額9億1,693万8,729円、不用額6,484万5,271円で、差引歳計剰余金4,454万5,784円となり、全額平成23年度に繰り越しました。

次に、介護サービス事業特別会計でございますが、当初予算額は4,196万1,000円で、217万7,000円の補正増により、最終予算額は4,413万8,000円、歳入の状況は、調定額が4,397万1,541円に対し収入済額も同額で、収入未済額はございませんでした。歳出の状況は、支出済額4,337万9,617円、不用額75万8,383円で、差引歳計剰余金59万1,924円は、全額平成23年度に繰り越しました。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。当初予算額は1億1,273万円で、16万9,000円の補正増により、最終予算額は1億1,289万9,000円、歳入の状況は、調定額が1億966万5,979円に対し、収入済額1億723万3,579円で、不納欠損額37万600円、収入未済額は206万1,800円でした。歳出の状況は、支出済額1億667万3,586円、不用額622万5,414円で、差引歳計剰余金55万9,993円は、全額平成23年度に繰り越しました。

ここまでご説明申し上げました各会計の決算の詳細につきましては、3ページより24ページに記載されておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

なお、平成22年度の一般会計、特別会計の総合計は、当初予算額113億102万8,000円で、最終予算額は117億6,570万7,000円で、歳入の調定額は125億1,244万6,452円、収入済額117億1,222万6,046円となり、不納欠損額5,083万478円で、収入未済額は7億4,938万9,928円となりました。歳出の支出済額は111億2,630万2,379円で、翌年度繰越額に2億7,201万2,000円を計上し、不用額は3億6,739万2,621円、差引歳計剰余金は5億8,592万3,667円でございます。

以上で、平成22年度一般会計、特別会計決算の概要をご説明申し上げますが、細部につきましては各担当課局長から細部説明がございますので、これで説明を終わります。

引き続きまして、議案第69号「平成22年度西郷村公営企業歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料No.6の平成22年度西郷村公営企業会計決算書をご覧いただきたいと思います。

はじめに、平成22年度西郷村水道事業の決算報告より申し上げます。1ページ及び2ページをお開き願います。(1)の収益的収入及び支出であります。収入の当初予算額は3億2,036万3,000円でありましたが、1,792万7,000円の補正増により、予算額の合計は3億3,829万円になりました。決算額は3億4,503万6,020円で、予算額に比べ674万6,020円の増額となりました。支出の当初予算額、補正額、予算額の合計は、収入と同額の3億3,829万円ですが、決算額は2億5,997万6,215円で、不用額は7,831万3,785円となりました。次のページをご覧ください。(2)の資本的収入及び支出であります。収入は当初予算額3,445万円、補正額は96万4,000円の減で、予算額合計は3,348万6,000円となり、決算額は3,406万8,000円で、予算額に比べ58万2,000円の増額となりました。支出の当初予算額は1億9,144万円で、2,121万円の補正減により、予算額の合計は1億7,023万円となり、決算額は1億6,327万5,365円で、不用額は695万4,635円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,920万7,365円は、建設改良積立金取崩額2,300万円、過年度分損益勘定留保資金55万3,783円と、当年度分損益勘定留保資金1億152万3,318円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額413万264円で補てんいたしました。次に、5ページをご覧ください。平成22年度西郷村水道事業損益計算書でございますが、下から3行目をご覧ください。当年度の純利益は8,092万9,541円で、前年度の繰越利益剰余金はございませんでしたので、当年度末の処分利益剰余金も8,092万4,541円でございます。次に、7ページをご覧ください。中ほどより下の方にあります平成22年度西郷村水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、これは5ページの平成22年度西郷村水道事業損益計算書及び6ページの平成22年度西郷村水道事業剰余金計算書の年度末処分利益剰余金の処分を求めるものであります。

続きまして、平成22年度西郷村工業用水道事業決算報告について申し上げます。23、24ページをご覧いただきたいと思います。(1)の収益的収入及び支出であります。収入の当初予算額は3億577万1,000円でありましたが、1,215万8,000円の補正減により、予算額の合計は2億9,361万3,000円になりました。決算額は3億404万9,385円で、予算額に比べ1,043万6,385円の増額となりました。歳出の当初予算額、補正額、予算額の合計は、収入と同額の2億9,361万3,000円であり、決算額は2億6,494万4,919円で、不用額は2,866万8,081円となりました。次のページをご覧ください。(2)資本的収入及び支出であります。収入は当初予算額9,900万1,000円でありましたが、1,900万1,000円の補正減となり、予算額の合計は8,000万円になりました。支出の当初予算額は2億674万5,000円で、586万6,000円の補正増

により、予算額の合計は2億1,261万1,000円となりました。決算額は2億787万1,753円で、不用額は473万9,247円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,787万1,753円は、過年度分損益勘定留保資金813万8,556円及び建設改良積立金取崩額1,800万円、当年度分損益勘定留保資金9,603万437円と、過年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額570万2,760円で補てんいたしました。次に、27ページをご覧ください。平成22年度西郷村工業用水道事業損益計算書であります。下から3行目の当年度の純利益は3,340万1,706円で、前年度の繰越利益剰余金はございませんので、当年度末の処分利益剰余金は当年度純利益と同額の3,340万1,706円となりました。次に、29ページをご覧ください。中ほどより下の方にあります平成22年度西郷村工業用水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、これは27ページの平成22年度西郷村工業用水道事業損益計算書及び28ページの平成22年度西郷村工業用水道事業剰余金計算書の年度末処分利益剰余金の処分を求めるものであります。

以上で、平成22年度西郷村水道事業会計、工業用水道事業会計の決算の概要についてご説明を申し上げます。細部につきましては、後日、上下水道課長より決算説明がございまして、これで説明を終わります。以上でございます。

◎決算審査の結果報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、代表監査委員より決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 代表監査委員の鈴木光明でございます。平成22年度分決算審査の結果につきまして、私からご報告申し上げます。

平成22年度歳入歳出に関する決算審査は、一般会計及び特別会計決算並びに各基金の運用状況につきましては、7月25日から8月2日の期間で、また、公営企業会計につきましては、6月29日に実施いたしました。一般会計及び特別会計につきましては、財政健全化審査意見書並びに西郷村公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計にかかる資金不足比率審査意見書とともに、1冊にまとめました。また、公営企業会計につきましては、西郷村公営企業資金不足比率審査意見書とともに1冊にまとめ、それぞれ平成22年度決算審査意見書として、去る8月26日に、村長に提出いたしました。なお、当該意見書につきましては、今定例会の議案書の別冊No.5及び別冊No.7として配付されておりますので、それをご覧いただきたいと思います。次のとおりご報告申し上げます。

平成22年度西郷村一般会計及び特別会計並びに西郷村公営企業会計の各決算について、地方自治法第233条第2項、地方自治法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項、地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、各会計の歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類、更には財産に関する事項を記載した書類について審査いたしましたので、その結果につきまして、別冊のとおり意見書を提出します。

平成23年8月26日

西郷村監査委員 鈴木光明

西郷村監査委員 徳田 進

以上をもって、決算審査の結果報告といたします。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） これより午前11時15分まで休憩いたします。
(午前10時57分)

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開します。
(午前11時15分)

◎議案内容の細部説明

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第70号に対する細部説明を求めます。
総務課長。

(総務課長、議案書により細部説明)

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第71号に対する細部説明を求めます。
住民生活課長。

(住民生活課長、議案書により細部説明)

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第72号に対する細部説明を求めます。
福祉課長。

(福祉課長、議案書により細部説明)

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第73号に対する細部説明を求めます。
上下水道課長。

(上下水道課長、議案書により細部説明)

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第74号、第75号に対する細部説明を求めます。
健康推進課長。

(健康推進課長、議案書により細部説明)

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。
(午前11時30分)

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開します。
(午前11時32分)

- 議長（鈴木宏始君） 村長より議案の訂正の申し出がありました。
住民生活課長。

- 住民生活課長（藤田雄二君） 議案第71号の第1条について、訂正をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ20万円と申し上げましたが、43万7,000円の誤りでございます。訂正してお詫び申し上げます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 33 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午前 11 時 36 分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま村長より発言を求められておりますので、これを許します。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 予算の中身で一部訂正しなければならないところ出ました。議事進行上、誠にご迷惑をおかけしたことをお詫びを申し上げます。今、訂正の仕方につきましては打合せをさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、報告第 5 号に対する細部説明を求めます。
総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、報告第 6 号に対する細部説明を求めます。
上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、報告第 7 号に対する細部説明を求めます。
総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 以上で細部説明が終わりました。

ただいま発議第 5 号が提出されましたので、この取扱いについて、議会運営委員会の開催を要請いたします。議会運営委員長、よろしくお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 45 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 0 時 01 分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後 1 時まで休憩いたします。

（午後 0 時 01 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

◎追加日程の議決（発議第 5 号）

○議長（鈴木宏始君） ただいま発議第 5 号の件について、議会運営委員会を要請し協議

した結果、本日の日程第17の次に追加日程第1として追加したいと思います。
お諮りいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、日程第17の次に、追加日程第1, 発議第5号といたします。
資料を配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午後1時01分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開します。

(午後1時02分)

○議長(鈴木宏始君) 配付漏れはありませんか。(なし)

◎追加議案の上程(発議第5号)

○議長(鈴木宏始君) 追加日程第1, 発議第5号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長(鈴木宏始君) 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長(鈴木宏始君) 続いて、提出議案に対する趣旨説明を求めます。

15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 15番、発議第5号についての趣旨説明を申し上げます。

まず、放射能対策特別委員会設置の件でございますが、上記の議案を別紙のとおり
地方自治法第112条及び西郷村議会会議規則第14条の規定により提出をいたしま
す。

提出者は私でございますが、賛成者西郷村議会議員後藤 功、室井清男、高木信嘉、
上田秀人、鈴木勝久、小林重夫、藤田節夫、秋山和男、徳田 進、真船正晃、金田裕
二、白岩征治、仁平喜代治、南館かつえ、矢吹利夫、各議員でございます。ありがと
うございました。

それでは、発議第5号の設置の件につきましての設置要綱等について、ご説明申し
上げます。

西郷村村議会放射能対策特別委員会設置要綱でございますが、

1. 名称 放射能対策特別委員会とする。

2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び西郷村議会委員会条例第3条による。

3. 目的 平成23年3月、福島第一原子力発電所の爆発事故などによる放射能被
曝及び汚染などを踏まえ、西郷村域における対策のあり方について、総合的に調査、
検討及び提言をするものでございます。

4. 定数でございますが、委員定数は、正副議長を除き、16人とする。

5. 調査期間及び閉会中の調査でございますが、調査期間はおおむね1年とし、閉会中も調査を行うものとする。

6. 経費 現議会費の中から充当し、次の議会でこれを補正する。経費は100万円以内とする。

提案理由でございますが、平成23年3月11日の東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える未曾有の被害をもたらしました。この地震及び津波などによって、福島第一原子力発電所の1、3号機の原子炉建て屋が水素爆発を起こし、大量の放射性物質がまき散らされました。今後、西郷村で起こりうる可能性のある放射能健康被害などに対する対策（健康被害対策、除染対策、農作物安全対策、住民の不安解消対策、補償請求等）に対する諸課題について、総合的に調査、検討するため、特別委員会を設置するものであります。今回の件につきましては、広島原爆の168個分の放射能がまき散らされたというふうに、先日の報道でありました。しかしながら、今日の福島民報新聞を見ますと、県民被曝はリスクが低い、福島で放射線の専門家国際会議、その中でのコメントとして、県民の放射線被曝の健康リスクは、低いとの見方が相次いだ。チェルノブイリ原発事故に比べ、住民への健康影響は小さいと見られるということで、非常に小さいと書かれておりますが、じゃ、そのチェルノブイリ原発事故というのがどうなったのかと申しますと、私の読んだ本ですと、約302万人が被曝をして病気になったと。そして、300万人のうち100万人の子供たちが病気になったと聞いております。これよりも小さいということでございますから、それがどの程度のものかは、全く私も分かりませんし、専門家の方々も現在のような低線量の中での放射能の影響についてはまだ前例がないということで全く未知数であり、分からないというのが学者の見解であろうと私は思っております。そのような中で、非常に厳しいご意見というか、住民にとって納得できない新聞記事が数多くありました。平成23年の4月19日の民報新聞によりますと、福島医学界の研究シンポジウムが18日に開かれたということで、この中で神谷研二教授、福島医大副学長が、年間100ミリシーベルト以下の放射線量の発がんリスクは小さすぎて正確にとらえきれないということで、年間100ミリシーベルト以下の放射線量のがんリスクについては、全く問題ないような発言をされております。そしてまた、福島民友の3月16日の新聞だと思っておりますが、このように書いております。自治医科大の病院の放射線管理室管理主任の菊池さんという方が、原発事故のあった翌々日ですか、このようにコメントしております。危険な放射線量はどのくらいなのかという問いに対しまして、妊婦や胎児でも100ミリシーベルト以下ならば、健康に影響は生じないと、このように申しております。そして、一般住民は被曝しても微量で問題ないと、特に5キロ以上離れた地域なら、健康被害はないだろうということに、この自治医科大の菊池さんが申しておりましたけども、なんと30キロ圏外の方々も今、本当に非難されて、警戒区域、危険区域ということで非難されておりますが、この医大の先生は、そのように当時申されておりました。ということは、私は、マスコミとか御用学者の言うことに

については、私自身あまり信用しておりません。なぜならば、この小出さんという京都大学の教授の書かれた本の中に、このように書かれておりました。国が3.8マイクロシーベルト毎時ですか、の積算量で、年間の積算被曝量20ミリシーベルトと定めて、この中であれば、20ミリシーベルトであれば安全だということでの安全基準を文科省が示しております。先ほどの学者のお話ですと、年間100ミリシーベルトで全く体に、子供たちとか健康に異状がないと言っているながら、この文科省は、年間20ミリシーベルトが結局安全基準と申しております。このように非常に矛盾が多くなっております。そして、この20ミリシーベルトと申しますのはどういうものかと申しますと、年間20ミリシーベルトとは、原発作業員が白血病を発症した場合に、労災認定を受けられるレベルだということになっております。しかしながら、年間100ミリシーベルトでは、全く健康に異状がないということを学者の方々が言っていると言う、非常に矛盾をしております。そしてまた、この20ミリシーベルトにつきましては、世界の科学者たちも非常に驚愕し、抗議の声を挙げています。

政府部内の、以前にですね、内閣官房参与の小佐古敏荘東大大学院教授が、自分の子供にそうすることはできないと抗議して、涙を流して辞任をされましたことは、皆様もご記憶にあると思います。そして、このまた年間3.8マイクロシーベルトという数字には、放射性物質を体内に取り込む内部被曝に付いては、全く踏まえないで計算されているということで、非常に危険だと私は思っております。そして、我が西郷村はどうなのかということでございます。平成23年3月21日、この西郷村での野菜の検査をしております、このときに暫定基準値が、野菜は500ベクレル、キログラム当たりですね、なんですが、西郷村の山東菜が当時3月21日に、ヨウ素が4,900ベクレル、セシウム137が1万2,000ベクレルというのが検出されております。そしてまた、3月28日におきましても、山東菜でセシウム134が7,700ベクレル、そしてまたセシウム137が8,000ベクレルということで、非常に高いものが4月4日、4月11日にも、これは検出されております。そしてまた、ここが一番問題なんです、通常原発から1キロぐらいしか飛ばないと言われておったストロンチウム90なんです、これが我が西郷村で早々と平成23年3月19日に、村内の植物から検出されております。このストロンチウム89が約15ベクレル、ストロンチウム90が3.8ベクレル、これは文科省が独自に行ったもので検出されたという結果が示されております。このように非常に危険な状況にあるわけであり、こういう状況の中で、この西郷村民の方々をどのように守っていくのか、特にこの0歳から15歳の子供たちを守っていくためには、相当な我々議会議員も含めまして、村一丸となって取り組んでいかなければならない大きな問題であると、私はとらえております。先のいわき市や飯舘村、川内村の約1,080人の子供たちの甲状腺内部被曝検査をしたところですね、その45%の486人から甲状腺内部被曝のことが検査されたというふうになっております。これは特に西郷村についても安全かという、放射線量が低いから内部被曝をしていないということにはつながらないと思っております。それが証拠に先般、白河市の毎時0.25マイクロシーベルトし

かない地域の稲わらを食べた牛が、暫定基準値の73倍を超えるセシウムが検出されたということでございますので、また、会津若松においても、裁判所の近所の汚泥からなんと18万ベクレルという、0.1マイクロシーベルトしかないあの会津の裁判所の近所の汚泥から18万ベクレルという、非常に高い高濃度のセシウムが発見されているということを考えますと、西郷村にもこのストロンチウムという非常に猛毒の物質が舞い降りているわけですから、私たちはもう綿密にきめ細かに、そういったものについても検討して、調査をして、村民、子供たちを守っていく我々には義務があると、そのように思っております。それとまた、現在、農作物におきましても、本当に自分の作ったものが食べられるのか、食べられないのかということも含めて非常に悩んでおりますが、50歳、60歳の方々は、みんなが食べているから食べられるだろうと、もう私も歳だから食べちゃうというようなことで、本当に安全かどうかを確認しない中で、そういうものを食べていらっしゃる。場合によっては、被曝されているということも考えられますので、やはり早急にこういった村民の生命を守るということにもっともっと積極的になっていくべきであると思っております。そういう意味で、今回の特別委員会ができることによって、どの程度できるか分かりませんが、恐らく村民の皆さんはやっぱり期待をし、またそして、少しでも精神的に安心されると思います。どうか特別委員会が、本当に村民の安心、安全な生活を救うために、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますし、今回、全員から署名をもらえたということにつきましては、村民の皆様は恐らく拍手をされておると思います。そういうことで、特別委員会設置につきましての趣旨説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 発議第5号の趣旨説明が終わりました。



◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時18分）